

横浜市指定管理者第三者評価機関の認定等に関する要綱

制 定 平成 18 年 11 月 22 日 行 行 第 438 号（局長決裁）
最近改正 平成 24 年 3 月 26 日 政 共 第 579 号（室長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市指定管理者第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の認定等に関して必要な事項を定めることにより、横浜市指定管理者第三者評価（以下「第三者評価」という。）の信頼性を確保することを目的とする。

（認定申請）

第 2 条 評価機関として横浜市の定める第三者評価基準に基づき第三者評価を実施するためには、横浜市の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けるための申請は、「横浜市指定管理者第三者評価機関認定申請書」（様式 1。以下「認定申請書」という。）に必要な書類を添付し、横浜市に提出することにより行うものとする。

（認定の決定）

第 3 条 横浜市は、別紙 1 の認定基準を全て満たしていることを要件として、評価機関の認定を決定するものとする。

（認定の通知等）

第 4 条 横浜市は、認定申請者（第 2 条第 2 項に規定する申請を行った者をいう。以下同じ。）に、評価機関として認定することを決定したときは「横浜市指定管理者第三者評価機関認定通知書」（様式 2。以下「認定通知書」という。）により、評価機関として認定しないことを決定したときは「横浜市指定管理者第三者評価機関不認定通知書」（様式 3。以下「不認定通知書」という。）により、それぞれ通知するものとする。

2 前項の規定により、認定をしないことが決定された認定申請者は、不認定通知書に記載される不認定理由が治癒された場合のみ、改めて認定の申請ができるものとする。

（認定の期間及び更新）

第 5 条 横浜市が認定する評価機関の認定有効期間（以下「認定期間」という。）は、認定の日から 3 年が経過した日が属する年度の末日までとする。

2 評価機関は認定期間終了後も継続して評価事業を実施する意思があるときには、横浜市に認定の更新の申請を行うものとする。

3 連続して 2 期以上の認定期間にわたって認定を受けている評価機関は、直近の 2 期の認定期間において評価を実施していない場合は、前項の更新の申請を行うことができないものとする。直近の認定期間が終了する日から 3 年を経過するまでの認定の申請についても、同様とする。

4 前後の認定期間の間隔が 3 年に満たない 2 期の認定期間は、前項の規定において、連続した認定期間とみなす。

5 前 3 条の規定は、認定の更新の場合において準用する。

（評価機関の情報の公開）

第 6 条 評価機関は、横浜市から認定通知書を受け取ったときは、横浜市に「横浜市ホームページ等掲載申請書」（様式 8）を速やかに提出するものとし、横浜市は当該申請書等に基づき、名称、所在地、連絡先その他の評価機関の情報について、ホームページ等により公開するものとする。ただし、

評価機関の認定が更新された場合であって、すでに公開されている情報等に変更がないときは、当該申請書の提出を免除することができる。

(変更の届出)

第7条 評価機関は、認定申請書の記載事項又は認定申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに横浜市に通知するとともに、その指示に従い「横浜市指定管理者第三者評価機関変更届」(様式4)に必要な書類を添付し、変更内容を届け出るものとする。

(廃止の届出)

第8条 評価機関は、評価事業を終了しようとするときは、事業終了の3か月前までに「横浜市指定管理者第三者評価機関廃止届」(様式5)により、横浜市に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第9条 横浜市は、評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該評価機関の認定を取り消すことができる。

- (1) 別紙1の認定基準のいずれか一つが欠けた場合
- (2) この要綱の規定に反する行為を行った場合
- (3) その他評価機関としてふさわしくないと認められる場合

2 横浜市は、認定した評価機関が前項の各号のいずれかに該当すると推測される相当の根拠がある場合は、必要と認める調査を行うものとする。

3 横浜市は、前項の調査を行った結果、当該評価機関が第1項各号のいずれかに該当すると認める場合で、当該評価機関の認定を取り消そうとするときは、「横浜市指定管理者第三者評価機関認定取消予告書」(様式6。以下「取消予告書」という。)にその理由を記載し、当該評価機関に送付するものとする。

4 評価機関は、取消予告書を受け取った場合には、これを受け取った日から20日以内に、当該取消理由に対する弁明書を提出することができる。

5 横浜市は、評価機関の認定の取消しを決定した場合は、「横浜市指定管理者第三者評価機関認定取消通知書」(様式6の2。以下「取消通知書」という。)により、その旨を当該評価機関に通知するものとする。

6 前項の規定により認定を取り消された評価機関の認定の効力は、取消通知書に記載された取消年月日の前日をもって失われるものとする。

(評価実施状況の報告)

第10条 評価機関は、横浜市に対して、毎年度12月末及び3月末における第三者評価の実施状況について、「評価実施状況報告書」(様式7)により報告するものとする。

(所属評価員等への資質向上の徹底)

第11条 評価機関は、第三者評価の評価項目又は評価基準等が変更された場合には、横浜市からの通知等に従い、当該変更内容等について所属する評価員及び評価補助員に周知するとともに、必要に応じた研修等を実施するなどにより評価員及び評価補助員の資質向上に努めるものとする。

(評価実施の制限)

第12条 現に指定を受けている指定管理者と当該指定期間の直前の指定期間における指定管理者が同一である(指定管理者に変更がある場合で、当該変更が名称の変更、法人格の変更その他の団体としての実態に継続性があるときを含む。)施設においては、当該直前の指定期間に当該施設の評価を実施した評価機関は、現在の指定期間内において、当該施設の評価を実施することができないものとする。

- 2 指定管理者の指定期間中に、当該指定管理者の合併、法人格の変更その他の事由により、指定管理者の再指定（非公募により当該指定管理者又は当該指定管理者の権利義務を承継する団体を指定するものに限る。）を行った場合における当該再指定を受ける前後の指定管理者の指定期間は、前項の規定において、これらを合わせて同一の指定期間とみなす。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、評価機関の認定等に関し必要な事項は、政策局共創推進室長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年11月22日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱の改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の認定に係る認定有効期間について適用し、施行日前の認定に係る認定有効期間については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式により調整された用紙は、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
 - 3 この要綱の改正後の第5条第3項及び第4項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規又は更新の認定を受ける評価機関について適用し、施行日前に認定を受けた評価機関については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式により調整された用紙は、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

横浜市指定管理者第三者評価機関認定基準

- 1 法人格を有している団体又は有限責任事業組合であること。
- 2 横浜市指定管理者第三者評価員として登録している評価員が 2 人以上所属していること。
- 3 横浜市の指定管理者として指定を受けていないこと。
- 4 安定的な事業運営が行えること。
- 5 最近 1 年間の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していないこと。
- 6 守秘義務規程及び個人情報保護規程を整備していること。
- 7 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
- 8 「横浜市指定管理者第三者評価実施に係る承諾書」（様式 1 別紙 2）※を提出すること。

※ 第三者性の確保、横浜市の評価手法・基準による評価実施、報告・公表、評価員研修の受講などの遵守事項についての承諾書